

第5節 環境と経済の好循環 <環境と経済が好循環する社会の構築>

1 環境保全型産業の育成

<現状と課題>

県民等の環境への関心が高まる中、事業者においては、事業活動に伴う環境への負荷を自らが低減するための手法として、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入に取り組んでいることから、環境マネジメントシステムに関する情報提供や認証取得に対する支援などにより、普及拡大を図る必要があります。

事業者においては、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動など社会的責任(CSR)に根ざした取組を進めていることから、商工団体等と連携して、取組事例などの情報提供を行うことなどにより、事業者のCSR活動を一層促進する必要があります。

環境に配慮した事業者の取組が事業者、県民双方にとってメリットを生み出すよう、グリーン購入や社会的責任投資(SRI)等の普及を促進する必要があります。

県では、脱石油・低炭素への対応が地域産業成長の鍵としてとらえ、新事業創出関連支援策を積極的に展開しているところですが、低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、今後更に、「低炭素ビジネス」分野への戦略的な取組が期待されています。

県民等の環境問題に対する関心や消費者の安心、安全な食品に対するニーズの高まりなど、農林水産業においても、農薬、化学肥料の削減など、環境と調和した生産活動が求められています。

<施策の方向>

(1) 環境に配慮した事業者の育成、拡大

事業活動は、環境に非常に大きな影響を与えることから、事業者には、法令遵守はもちろん、地域社会への貢献や環境への配慮が求められています。このため、環境マネジメントシステムの導入やCSRの取組の普及などを促進し、環境に配慮した事業者の育成に努めます。

主な取組	内 容
環境マネジメントシステムの普及拡大	・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの情報提供や普及・啓発に

	<p>努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの認証取得について、環境保全資金融資制度による支援を行います。 ・ 製品の製造、流通、使用、廃棄にわたるライフサイクルにおける環境負荷を評価するライフサイクル・アセスメント（LCA）や環境に適合した製品の開発・製造のための環境配慮設計の普及に努めます。 ・ 物品調達や公共事業の事業者選定の際に、事業者の環境配慮の取組を評価する仕組みの検討に努めます。
事業者の社会的責任活動の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工関係団体等と連携し、事業者に対してCSRの取組事例の情報提供などに努め、CSR活動の一層の促進に努めます。 ・ 環境報告書や環境会計など、事業者自らの環境情報の公表の取組を促進します。 ・ 環境保全資金融資制度などにより、中小事業者等の公害防止施設や環境保全施設の整備に必要な資金の支援を行います。 ・ 中小事業者等の環境負荷の低減、生産工程の改善などを促進するため、経営や技術の専門家の派遣などの支援に努めます。
環境保全を志向した消費行動、投資行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入やエコマーク商品等の普及や優先的な購入の意識啓発に努めます。 ・ 国等と連携して、社会的責任投資（SRI）や環境配慮契約の普及啓発、意識の醸成に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
I S O 14001 適合組織件数	148 件 (H20)	適合組織の増加に努める。	
環境保全資金融資制度利用件数	3 件 (H19)	前年度より増加	

(2) 環境産業の創出と育成

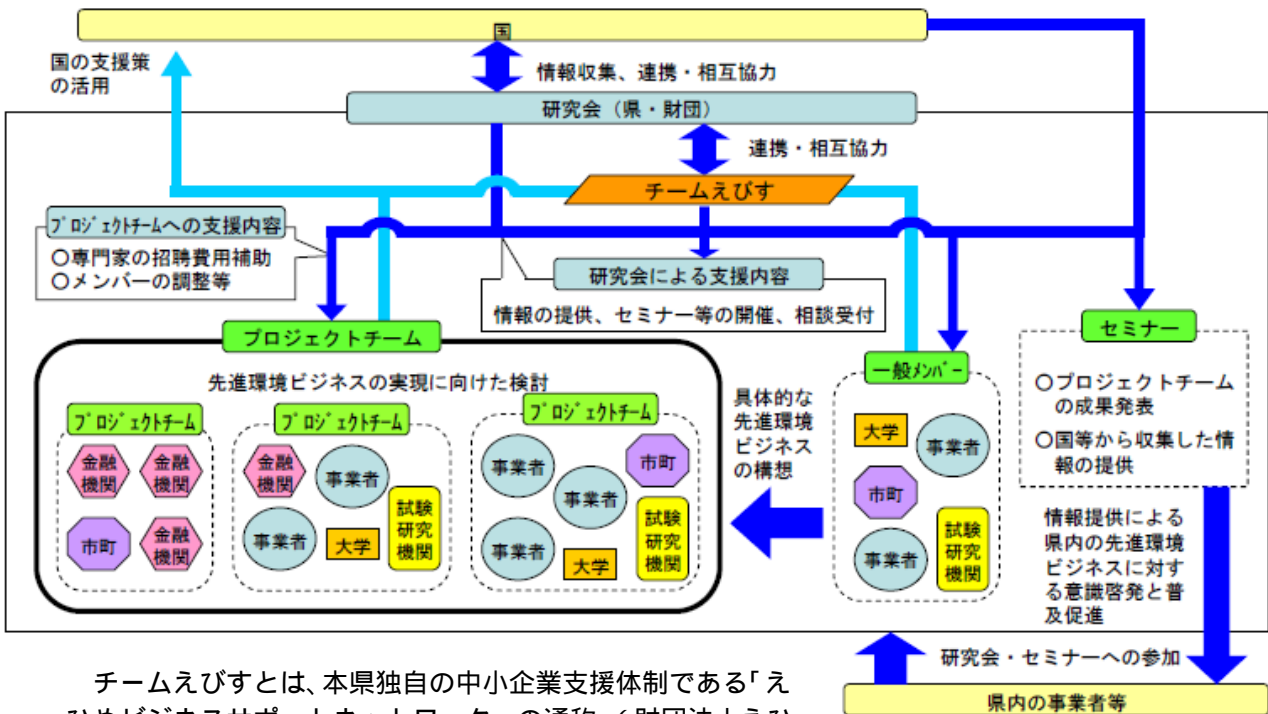
低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図ります。

主な取組	内 容
環境関連ビジネスの創出、起業化支援	<ul style="list-style-type: none">・ 「えひめ先進環境ビジネス研究会」の活動を通じ、先進環境ビジネスに関する情報の収集・提供、ビジネス化に向けた事業者の活動等を支援します。・ 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスとして、「CO₂排出ゼロビジネス」の育成や「CO₂が見える」ものづくりの推進を図ります。・ 財団法人えひめ産業振興財団等と連携し、中小企業者等の環境に適合した新商品開発や新たな事業展開に対する支援に努めます。
環境保全に関する研究開発の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者が行う環境関連の技術開発に対する支援に努めます。・ 愛媛県産業技術研究所など県の試験研究機関において、ガソリン車を電気自動車に改造する「コンバートEV」や沿岸漁業用漁船の電動化コンバート技術など、環境関連の技術開発を積極的に進めるとともに、研究成果の実用化、普及に努めます。・ みかん搾汁残さを原料としたバイオエタノール効率的製造技術の開発を推進するとともに、バイオ燃料の普及のための支援に努めます。・ 事業者、大学、県の試験研究機関など、産学官における環境関連技術の共同研究の促進に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境関連試験研究課題数	36 件 (H21)	課題数の維持に努める。	

愛媛県内における先進環境ビジネス推進の取組体制（案）



チームえびすとは、本県独自の中小企業支援体制である「えひめビジネスサポートネットワーク」の通称。（財団法人えひめ産業振興財団をはじめとした「チームえびす支援拠点」と各地の商工会や大学など「チームえびすパートナー機関」で組織）

【資料】愛媛県産業創出課

(3) 環境保全型農林水産業の推進

県民等の環境問題に対する関心が高まる中で、農林水産業においても環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な農林水産業の推進に努める必要があります。

主な取組	内 容
環境と調和した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料や農薬の使用量の削減など、環境への負荷を低減するための技術の確立、普及指導に努め、環境に配慮した農業者の育成、農産物の生産拡大に努めます。 家畜排せつ物や食品加工残さ等の有機性未利用

	<p>資源を活用したたい肥等の農業分野での再利用を促進し、資源循環型農業のシステム構築に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用廃プラスチックなどの農業生産資材の適正処理を推進します。
環境と調和した林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な間伐などにより、持続可能な森林の管理に努めます。 ・ 森林整備の担い手となる林業従事者の確保、育成に努めます。 ・ 県産木材のブランド化の推進や木造住宅への利用拡大の促進など、県産木材の利用拡大に努めます。 ・ 未利用間伐材等の木質バイオマス資源としての利用促進に努めます。 ・ 生態系や景観に配慮した林道等の林業基盤整備を進めます。
環境と調和した漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に配慮した豊かな漁場づくりを推進するため、藻場や干潟の保全と再生に努めます。 ・ 漁場環境の監視を継続するとともに、えひめ漁民の森づくりなどの活動の推進に努めます。 ・ 漁業系廃棄物の適正な処理や循環的な利用を促進します。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
エコファーマー取組面積	908ha (H20)	1,200ha (H22)	愛媛県環境保全型農業推進基本方針
有機農業取組面積	365ha (H20)	570ha (H22)	同上
飼料化された食品残さ(エコフィード)生産量	7,140 t (H21)	前年度から増加	
農業用廃プラスチックの再生処理率	79.6% (H20)	100% (H24)	
木質ペレット県内年間生産量	600 t (H20)	3,000 t (H26)	

漁場改善計画の認定率	94.7% (H21)	100% (H26)	
------------	----------------	---------------	--

環境配慮型農業技術の事例



【環境配慮型農業技術の事例】

畜産農家から家畜排せつ物を活用したたい肥の供給を受けて土づくり（左上）

合鴨で米づくり（右上）

ナギナタガヤ倒伏により地表面を被覆（左下）

【資料】愛媛県農産園芸課

2 環境影響評価の推進

<現状と課題>

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らがあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、広く県民等の意見を聴きながら、環境保全の観点から適正な配慮を行うことにより、環境と開発の調和を図るものです。

県では、平成9年6月の環境影響評価法の制定に伴い、同法で対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月に愛媛県環境影響評価条例を制定して環境影響の評価に取り組んでいます。

県では、これまで、環境影響評価法に基づく対象事業5件、愛媛県環境影響評価条例に基づく対象事業6件について審査を行っていますが、今後とも、科学的な知見の蓄積を進めるなど、適正な運用に努める必要があります。

国では、平成19年4月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」（平成19年4月5日付け環境省通知）を取りまとめ、事業の位置・規模等の検討段階において環境への影響を評価する制度の導入を検討していることから、今後、県においても検討を進める必要があります。

県では、交通対策、産業振興、農業振興及び都市整備など、県政の各分野において個別計画や指針を策定し、計画的に施策を推進していますが、これら計画等の策定に当たっては、環境に配慮した施策や取組の導入について、積極的に検討することが望まれます。

<施策の方向>

(1) 環境影響評価の推進

環境影響評価制度等の適切な運用を推進し、大規模事業等において、適正な環境配慮の措置を行い、環境悪化を未然に防止して、開発と環境保全との調整に努めます。

主な取組	内 容
環境影響評価の適正な実施	<ul style="list-style-type: none">環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の的確な運用を図ります。国の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえ、県における戦略的環境アセスメントのあり方の検討を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面埋立法（大正 10 年 4 月 9 日法律第 57 号）大規模小売店舗立地法（平成 10 年 6 月 3 日法律第 91 号）等に基づく、適正な環境影響評価等に努めます。
環境に配慮した公共事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政の各分野での個別計画や指針の策定に当たっては、環境に配慮した施策や取組の導入について、積極的に検討を行います。 ・ 公共工事の実施に当たっては、木材やリサイクル資材の積極的な利用に努めるとともに、自然景観の保全など、環境に配慮した工事等に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
県環境影響評価審査会の審査案件数	6 件 (H20)	対象案件の審査の適宜実施	
公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法等に基づく環境審査件数	30 件 (H20)	対象案件の審査の適宜実施	

表 7 愛媛県環境影響評価条例の対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4 車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ 5 km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50 t / 日以上 処理能力300k l / 日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上 (干潟自然海浜等15ha以上)
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は 平均排水量1万m ³ /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上